都市会計簿からみたイングランド近世都市

- ノリッジの収入役会計簿(1727/8年)の分析-

唐澤達之

Chamberlain's Account Book of Norwich, 1727-1728

Tatsuyuki KARASAWA

Summary

This article examines the role of municipal corporation in providing infrastructure and services in early eighteenth century England through analyzing chamberlains' accounts of the city of Norwich in detail. The city owned its property within and without its city wall; houses, shops, tenements, grounds, waterworks, staiths, inns and so on, and let them to the citizens on favourable terms. The members of the city corporation also acted as trustees for many city charities. Since the city could not expect taxes as constant revenue sources, such institutional framework was so important for the city to provide infrastructure and services and maintain order in urban life.

Ι

イングランド都市史上、王政復古から18世紀前半にかけての時期は、総人口の停滞にもかかわらず都市の成長が加速した時期であり、また、それまでのロンドン一極集中にかわって地方都市の成長が顕著になった時期であるとされる。このような地方都市の成長を支える都市生活の基盤整備がどのように進められたのか。また、その際に都市法人municipal corporationがどのような役割を果たしたのか。本稿は、ノリッジの収入役会計簿chamberlain's account (1727/8年)の分析を通じて、この問題に都市財政の側面からアプローチすることを企図している。

さて、中世・近世イングランドの都市財政を研究する上での大きな困難の1つは、収入役会計簿を通じて明らかになることが、あくまで都市財政全体のなかの一部分にすぎないという点である。その理由は、およそ以下の3点に整理できよう。第1に、都市法人自体が用途別に財源を確保・支出するのが通例であり、それぞれに会計簿が作成されたことである。第2に、都市はギルドや教区などの部分共同体からなる多中心的な集合体であり、都市法人が都市社会全体のなかの一部分を占めるにすぎないことである。第3に、近世以降、救貧税poor rateに代

表されるような、いわゆるレイトrateの比重が高まるにつれて、都市の公益事業全体のうち収入役会計簿が管理できる範囲が狭まってくることである。

このように都市財政の全体像の復元は非常に困難な課題ではある。しかし、以上のような限界を十分に踏まえた上で、ひとまず都市法人が都市の社会経済において果たす役割に焦点を定めて検討することは、あながち無意味とはいえないであろう。都市法人とは、国王の勅許状によって法人格を与えられた自治都市であり、ノリッジの場合は、1404年の勅許状によって法人格を獲得し、1名の市長mayor、2名のシェリフsheriff、24名のオルダマンalderman(うち1名は市長職を兼ねる)、60名の市会議員common councillorが構成員の中核をなし、市長裁判所court of mayoraltyと市会common councilが都市統治における中心的な役割を果たしていた。このように、都市社会において都市法人が占める位置の重要性を否定できないというだけでなく、本稿が対象とするノリッジの場合、収入役chamberlainの会計簿だけでなく、用途別に作成された複数の会計簿をまとめた、いわゆる小会計簿small accountと呼ばれるものが残っており、市財政の全体像を復元する上で比較的恵まれた状況にある。

本稿は、18世紀ノリッジの都市財政を復元するための第一歩として、1727/8年度の収入役会計簿の詳細な分析を試みるものである。この年度を選択した理由は、収入役会計簿と小会計簿の両者ともに、史料の残存状況がよいからである。ただし、小会計簿をも含めた検討とそれによる市財政の全体像の復元、および市財政の長期的趨勢についての検討は、紙幅の関係もあるので稿を改めて行うこととし、まずは、単年度の、しかも都市財政のとても限定された部分ではあるが、可能な限り詳細な分析につとめたい。以下、本稿で使用する史料について簡潔に紹介した後、収入と支出について順次検討を加え、収入役会計簿を通して見えてくる都市法人の一側面について展望を得たい。

本稿で分析するノリッジの1727/8年度収入役会計簿は、"The Account of Matt[he]w King Gent: Chamberlain of the City of Norwich for and concerning the Rents & Revenues of Houses Tenem[en]ts and Grounds in the s[ai]d City belonging to the Same from Lady 1727 to Lady 1728" と題する 1 冊の会計簿であり、本文45頁からなる。会計簿の表題が示すように、収入役の主たる職務は、市が所有する財産に関わる収入と支出を管理することにあった。ただし、この会計簿は、会計年度中の現金の受け取り・支払いの具体的な詳細を記録したものではなく、会計年度の終了後に監査をうけた決算書である。会計年度は、レディ・デイLady Day(3月25日)から翌年のレディ・デイまでの1年間であり、この会計簿は、1728年11月29日に、市長と6名の監査役auditor(うち3名はオルダマン、3名は市会議員)による監査を受けている。

ノリッジ市の収入役は、その起源が15世紀半ばにあり、当初は毎年2名が選出され、市会議員を兼ねるのが通例であったが、16世紀半ばより1名となり、他の役職を兼任することはなくなった。本稿が対象とする18世紀前半には終身職となったようであり、1727/8年度の収入役であったマシュー・キングは、1715年から1718年にかけて市会議員を経験した後、1718年から1732年まで収入役を務めている。また、17世紀半ば以降になると、副収入役under chamberlainという役職名が市会の議事録に見られるようになるが、その主たる職務は、市民権認可料や徒弟登録料の徴収であり、そのため、本稿で検討する収入役会計簿には、それらの収入は記録されていない。収入役と副収入役は、8名の委員(うち4名はオルダマンから、4名

は市会議員から選出)とともに、財務委員会chamberlain's councilを構成し、会計業務を統括した。 1727/8年度収入役会計簿は、中世・近世の荘園、都市、ギルドなどの会計記録に一般的に見られた、いわゆる責任賦課・責任解除charge and dischargeと呼ばれる形式をとっており、収入役が市に対して責任を負う額chargeと責任を解除された額dischargeに分けて記載されている。このため、会計簿に記載された責任賦課総額と責任解除総額から直ちに財政収支の状況を評価することはできないが、本稿では便宜上、前者を収入、後者を支出と表記することとする。なお、本会計簿では、責任賦課に36頁、責任解除に8頁が割かれ、前年度の会計簿との間に収入年額の変更のある箇所が最後の頁にまとめて記載されている。

II

第1表は、収入を集計したものである。1727/8年度会計簿では、個々の収入項目について、未収期間number of years in arrear、収入年額yearly rent、前年度未収額arrears at last account、当該年度の収入見込額charge(収入年額と前年度未収額の合計),受取額received、当該年度の未収額arrears(今年度の収入見込額から受取額を差し引いた額)が記録されている。収入の多くは不動産の賃貸料収入や施設の使用料収入であるが、他の多くの都市の会計簿の場合、実際に徴収された額ではなく,賃借人が負担する名目額だけが記載されているのに対して、ノリッジの会計簿は、理論上見込まれる収入額と実際の受取額を対比でき、また滞納期間と滞納額までチェックできるようになっており、市財政の実態を理解する上で大きな手がかりを提供してくれる。このことは、より実態に即した財産管理が市によって行われていたことをうかが

第1表 収入charge, 1727/8年

		八 Arly				·収額 account		入見: charg		_	受取 eceiv			未収i irrea	
	£	s. %	d.	£	s. %	d.	£	s. %	d.	£	s. %	d.	£	s. %	d.
ランドゲーブル・レント landgable rents	0	3 0.01	2	0	1 0.01	8	0	4 0.01	10	0	0.00	2	0	4 0.02	8
キャスル・フィー・レント rents upon the castle fee	1	16 0.16	0	13	7 0.92	2 1/2	15	3 0.59	2 1/2	2	12 0.24	2 3/4	12	10	11 3/4
アサイズ・レント rents of assize	10	11 0.95	10 1/2	52	17 3.65	4 3/8	63	9 2.47	2 7/8	9	19 0.90		53	9 3.67	9 3/8
市門周辺の地代 rents under the walls	33	7 2.98	5	68	13 4.74	2	102	0 3.98	7	37	18 3.42	10	64	1 4.40	9
諸教区からの収入 rents in diverse parishes	1048	7 93.7	4 1/2 1	1001	12 69.2	5 0	2049	19 79.9		1033	7 93.2	2 1/2 6	1016	12 69.7	7
その他の収入 foreign receipts	24	2 2.15	0	0	0.00	0	24	2 0.94	0	24	2 2.18	0	0	0.00	0
回収不能 old arrears		_		310	17 21.4	5 8	310	17 12.1	5 2	0	0.00	0	310	17 21.3	5 2
計	1118	7 100.0	10 0	1447	9 100.0	2 7/8	2565	17 100.0		1107	19 100.0	10 3/4 00		17 100.0	2 1/8

出典) Norfolk Record Office,NCR Case18b/28,p.38.

わせる。それでは以下、収入項目ごとに検討を加えていき、その後で全体的な特徴をつかみたい。 ランドゲーブル・レントlandgable rentとは、本来、都市領主(国王やその他の領主)が市民的土地保有burgage tenementsから徴収する固定地代である。 ノリッジでランドゲーブル・レントの徴収が開始された年代は定かではないが、市内の様々な土地に対してそれぞれ異なる年代に適用され、13世紀までには都市役人がランドゲーブル・レントの徴収権を持つようになったとされる。 ランドゲーブル・レントは、少額であったにもかかわらず、査定と徴収に手間と費用がかかったこともあって、10数年間分をまとめて徴収することもあった。しかし、その間に土地所有者が変わったり、土地の分割によって地代額が分割されたりしたために、査定が一層困難になっただけでなく、地代額もますます少額になり、地代納入者の数が減少していった。 1727/8年度の会計簿では、国王から年額3シリングとノリッジ主教から年額2ペンスの地代収入が見込まれているだけであり、前年度までの未収金を含めても、収入見込額は、国王からは4シリング6ペンス、ノリッジ主教からは4ペンスであり、しかも、実際の受取額はノリッジ主教からの2ペンスしかなかった。1744年には、ランドゲーブル・レントを売却するための委員会が設置され、その売却が決定された。

市の中心部に位置する城とその城壁周辺は、11世紀末にそれが建設された当初、市の管轄外にあったが、1345年に市が、城の周辺領域に対する管轄権とそこに属する土地ground、家屋敷tenementから収益を得る権利を獲得した。キャッスル・フィー・レントrent upon the castle feeとは、それらの不動産の所有者が納入することになった固定地代である。1727/8年度会計簿では、この地代の記載は73件あるが、地代額は極めて少額であり、すべてをあわせても年額1ポンド16シリングに過ぎず、1件あたりの年額平均は6ペンス弱である。地代が少額なのは、ランドゲーブル・レントと同様に、固定地代であったことと、土地の分割によるものであると思われる。また、すべての地代に前年度まで滞納があり、そのうち滞納期間が10年以上の長期にわたるものが25件ある。このことは、地代が少額に固定されていたために、徴収そのものが毎年行われていたわけではなかったことをうかがわせる。なお、この地代も、1744年に売却が決定された。

アサイズ・レントrent of assizeとは、一般的には、土地保有者によって支払われる固定地代をさすが、市が徴収したアサイズ・レントは、市内の共用地common groundへの侵入に対してそれを課すことができる都市の特権に由来する。1727/8年度会計簿には224件のアサイズ・レントが記載されているが、それらの多くは市内の街路lane、streetや共用地の一部を占拠している者から徴収されている。この地代の地理的分布を見ると(第2表)、4分の1以上が聖ピーター・マンクロフト教区に集中して分布しているのは、この教区にノリッジの市場広場があり、都市の商業活動が集中していたからである。住民の経済活動の活発さが、空き地の利用を促し、街路を賑わせていたことをうかがわせる。聖ジョージ・トゥムランド教区に比較的多く分布しているのも、この教区で歳市が開催されたことと関係があると思われる。アサイズ・レントは、ランドゲーブル・レントよりも後の時代に設定されたこともあり、地代額が後者よりも若干高いが、しかし、固定地代であるため、18世紀においてはその負担は極めて軽いものとなっていた。地代年額の総額は10ポンド11シリング10.5ペンスにすぎない。そして、すべての地代に前年度までの滞納があり、そのうち滞納期間が10年以上の長期にわたるものが71件ある

第2表 各地代の地理的分布

☑ Great Ward	教区 Parish	キャスル・	アサイズ・	 市門周辺の地代
⊠ Great Ward		フィー・レント	レント	111 11日122 (2) 26 [7]
	All Saints		4	
	St.John Sepulchre		1	2
	St.John Timberhill		4	
	St. Martin at Bale	19		
Conesford	St. Michael at Thorn		2	
	St. Cuthbert	4		
	St. Peter Permountergate	9	14	
	St. Etheldreda		3	
	St. Peter Southgate		2	3
	St. Giles		5	5
Mancroft	St. Peter Mancroft	13	64	
	St. Stephen		5	8
	St. Austin	-	4	12
Over theWater	St. George Colgate		2	
	St. Martin at Oak		15	9
	St. Mary		2	
	St. Michael Coslany		7	
	St. Clement		4	
	St. James		2	11
	St. Paul			10
	St. Saviour		2	
	St. George Tombland		14	
	St. Hellen		1	
	St. Martin at Palace		5	
Wymer	St. Peter Hungate		4	
	St. Andrew	15	15	
	St. Michael at Plea	13	12	
	St. Bennedict		2	4
	St. Gregory		6	
	St. Lawrence		7	
	St. Margaret		4	
	St. Swithin		12	
Suburb	Heigham			1
	計	73	224	65

出典) Norfolk Record Office, NCR Case 18b/28, pp. 1-25.

が、これもキャッスル・フィーと同様に、地代が少額であるために、徴収そのものが毎年行われていたわけではないことをうかがわせる。なお、この地代も、1744年に売却されることが決定された。アサイズ・レントが、少額であるにもかかわらず、ランドゲーブル・レントとは異なり、消滅せずに記録されていることは、市によって公共性の高い空間に対する管理が行われていたことを示唆する。そしてまた、そうした空間を低額で使用できたことは、住民にとってメリットがあったと思われる。

市壁によって囲まれていたノリッジには12の市門があり、これらの市門周辺の家屋敷や土地の利用に設定された地代が、レント・アンダー・ザ・ウォールrent under the wallsである。ただし、

アサイズ・レントとは異なり、滞納期間は短く、全65件のうち37件は滞納がない。この地代の起源は定かでないが、地代年額は総額で33ポンド 7 シリング 5 ペンスであり、1 件あたりの地代額がアサイズ・レントよりも高いところからみて、比較的新しいか、もしくは地代額が固定されていなかったと思われる。この地代が収入全体に占める割合は小さいが、アサイズ・レントと同様に、市門周辺の公共性の高い空間が市によって管理されていたことを示す。

\mathbf{III}

収入項目のなかで最も大きな割合を占めるのは、「諸教区からの収入rents in diverse parishes」である。この項目に分類されている収入(および未収金)は全部で105件あり、そのうち89件は、市が所有する不動産からの賃貸料収入である(第3表)。それらの不動産のほとんどは、土地、家屋敷、家屋house、店舗shop、部屋room、chamberであるが、これらの他に、縄製造所ropery 1 件、ビール醸造所brewhouse 1 件、チャペルchapel 1 件、キャッスル・イン Castle Innと呼ばれる旅籠 3 件なども含まれる。郊外部のハイアムにある 3 件の不動産と、聖スティーヴン門の外側にあるタウン・クローズTown Closeなどを除くと、これらの不動産はほとんどすべて市壁内にある。34件が聖ピーター・マンクロフト教区に、16件が聖ジョージ・トゥムランド教区にあり、すでに指摘したように、都市の商業活動が集中する立地条件のよい教区に、市は不動産を所有していたことになる。そして、この2つの教区の不動産の賃貸料収入が、不動産からの賃貸料の全収入のうち 6 割以上を占めている。

賃貸料が高額なものとしては、キャッスル・インとタウン・クローズがある。前者は、市場広場に面した場所にあり、商取引のために当市を訪れた商人たちによって利用された旅籠である。3名の賃借人が、それぞれ年額60ポンド、8ポンド、16ポンドの賃貸料で借り受けている。後者は、1524年に市が司教座聖堂に付属する修道院から取得した111エーカの囲い込まれた土地である。1698年には、この土地を有効に利用するための委員会が設置され、当委員会の決定により、1701年に年額50ポンド、賃貸期間50年間の契約で3名の肉屋に賃貸された。肉屋に賃貸されていた18世紀前半は、家畜の放牧に使用されていたと思われる。これら以外の不動産の賃貸料の設定がどのように行われていたのかは不明であるが、前節で検討した地代と比べれば、はるかに高額であり、より実勢にあったものとなっている。ただし、賃貸期間についてみると、33件は賃貸契約期間が記載されており、そのうち100年以上が12件、100年未満が17件、「その不動産に住み続けている限り」が3件、「委員会が許す限り」が1件あり、かなり長期間にわたって賃貸する契約がみられる。とすると、多くの不動産の賃貸料は少なくとも一定期間固定されていたと考えられるのであり、都市の経済的発展と人口増加によって不動産に対する需要が増加していたと思われるこの時期にあって、賃貸料・賃貸期間ともに賃借人にとって比較的有利な条件で賃貸されていたと思われる。

これらの不動産の賃借人について検討を加えよう。全89件の賃貸料収入のうち8件は、オランダ人会衆Dutch congregation、ワークハウスworkhouse、グレート・ホスピタルGreat Hospitalといった組織に対して賃貸されており、残りの81件は個人に対して賃貸されている。まず、後者の81件の不動産は、少数の者が独占的に賃借しているわけではない。3つの物件を

第3表 諸教区からの収入 rents in diverse parishes

All Saints All Saints St. John Sepulchre 1 St. John Timberhill 1 Conesford St. Michael at Thorn 1 St. Peter Permountergate 2 St. Julian St. Peter Southgate 1 St. Giles St. Giles St. Giles St. Stephen St. Stephen St. Austin St. Austin St. George Tombland 16		1	s. d. (%) 1 0 (0.61) 0 4 (0.00)					1	メ 大 岳		木状御
All Saints St. John Sepulchre St. John Timberhill St. Michael at Thorn St. Peter Permountergate St. Julian St. Peter Southgate St. Giles St. Giles St. Rephen St. Stephen St. Austin St. Austin St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland				+1	s. d. (%)	£	s. d. (%)	£	s. d. (%)	¥	s. d. (%)
St. John Sepulchre St. John Timberhill St. Michael at Thorn St. Peter Permountergate St. Julian St. Peter Southgate St. Giles St. Giles St. Rephen St. Stephen St. Austin St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland			_	0	1 0 (0.03)	က	2 0 (0.44)	က	2 0 (0.63)		
St. John Timberhill St. Michael at Thorn St. Peter Permountergate St. Julian St. Peter Southgate St. Giles St. Giles St. Rephen St. Stephen St. Austin St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland	7			0	2 0 (0.05)	0	2 4 (0.02)			0	2 4 (0.06)
St. Michael at Thorn St. Peter Permountergate St. Julian St. Peter Southgate St. Giles St. Giles St. Rephen St. Stephen St. Austin St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland			7 6 (0.07)	1	(99.0) (9.09)	П	13 9 (0.24)			_	13 9 (0.82)
St. Peter Permountergate St. Julian St. Peter Southgate St. Giles St. Giles St. Peter Mancroft St. Stephen St. Austin St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland			(0.30)	19	2 6 (9.58)	20	12 6 (2.94)			20	12 6 (10.00)
St. Julian St. Peter Southgate St. Giles St. Giles St. Peter Mancroft St. Stephen St. Austin St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland	2	_	15 0 (0.35)				15 0 (0.25)	0	5 0 (0.05)	_	10 0 (0.73)
St. Peter Southgate St. Giles St. Peter Mancroft St. Stephen St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland	2		19 0 (3.18)			15	19 0 (2.27)	15	19 0 (3.22)		
St. Giles St. Peter Mancroft St. Stephen St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland	7		0 (0.80)	4	0 0 (2.00)	∞	0 0 (1.14)	4	0 0 (0.81)	4	0 0 (1.94)
St. Peter Mancroft St. Stephen St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland	2		(60.0) 9 6	0	8 0 (0.20)	0	17 6 (0.12)	0	11 9 (0.12)	0	5 9 (0.14)
St. Stephen St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland	2		3 1 (40.90)	54	18 6 (27.51)	260	1 7 (37.08)	207	3 1 (41.83)	52	18 6 (25.67)
St. Austin St. Michael Coslany St. George Tombland	-	50	2 0 (9.99)	22	5 0 (28.67)	107	7 0 (15.31)	20	0 0 (10.10)	22	7 0 (27.82)
St. Michael Coslany St. George Tombland	0	15 1	10 4 (3.09)	9	15 0 (3.38)	22	5 4 (3.17)	13	0 0 (2.63)	6	5 4 (4.49)
	2	0	3 0 (0.03)	0	5 9 (0.14)	0	(90.0) 6 8	0	4 0 (0.04)	0	4 9 (0.12)
		102 1	14 1 (20.47)	32	6 8 (16.19)	135	0 9 (19.25)	100	8 0 (20.28)	34	12 9 (16.80)
St. Hellen	_	0	(20.0) 8 9			0	6 8 (0.05)			0	6 8 (0.16)
St. Martin at Palace	21	5	0 (1.00)			5	0 0 (0.71)	5	0 0 (1.01)		
wymer St. Peter Hungate	1	81	0 0 (3.59)			18	0 0 (2.57)	18	0 0 (3.64)		
St. Andrew 6	9 6	61	7 8 (12.24)	15	3 0 (7.59)	92	10 8 (10.91)	61	6 8 (12.39)	15	4 0 (7.37)
St. Bennedict	_	0	4 0 (0.04)			0	4 0 (0.03)	0	4 0 (0.04)		
Suburb Heigham 3	3 1	16	0 0 (3.19)	∞	0 0 (4.01)	24	0 0 (3.42)	91	0 0 (3.23)	∞	0 0 (3.88)
68 丰	9 501		13 2 (100.00)	199	13 8 (100.00)	701	6 10 (100.00)	495	3 6 (100.00)	206	3 4 (100.00)

不動産以外からの収入													
ワイン販売ライセンス認可料	9	9	0 (1.10)	22	10	22 10 0 (2.81)	28	3 10 0 (2.11)	9	0 0 (1.11)	22	10	22 10 0 (2.78)
トゥムランドの3つの歳市での出店料	1	1	0 0 (0.18)	П	0	0 0 (0.12)	2	0 0 (0.15)	П	0 0 (0.19)	1	0	1 0 0 (0.12)
市場管理委員会からの市場利用料収入	1	300	13 8 1/2 (55.00)				300	13 8 1/2 (22.30)	300	13 8 1/2 (55.87)			
肉市場使用料	П			640	0	0 0 (79.81)	640	0 0 (47.45)			640	0	640 0 0 (78.97)
市門の通過税の免除料収入	П	∞	0 0 (1.46)				∞	0 0 (0.59)			∞	0	(66.0) 0 0
旧・新荷揚場使用料	2	20	10 0 (9.24)				20	10 0 (3.74)	20	50 10 0 (9.38)			
井戸使用料	1	0	10 0 (0.09)				0	10 0 (0.04)			0	10	0 10 0 (0.06)
上水道使用料	_	180	0 0 (32.92)	06	0	0 0 (11.22)	270	0 0 (20.02)	180	180 0 0 (33.45)	06	0	0 0 (11.10)
不明	2	0	00.0) 9 0 0	48	∞	8 9 (6.04)	48	9 3 (3.59)			48	6	9 3 (5.98)
The state of the s	16	546	546 14 2 1/2 (100.00) 801 18 9 (100.00) 1348 12 111/2 (100.00) 538 3 8 1/2 (100.00) 810 9 3 (100.00)	801	81	9 (100,00)	1348	12 11 1/2 (100.00)	538	3 8 1/2 (100.00)	810	6	3 (100.00)

出典) Norfolk Record Office, NCR Case 18b/28, pp. 26-35.

賃借している者が2名,2つの物件を賃借しているものが6名いるが、残りのすべての賃借人は、1つの物件のみを賃借している。次に、賃借人のプロフィールについてみると、46件が都市役職の経験者によって賃借されている。賃借人が就任したことのある都市役職を整理すると、賃借人の多くが複数の重要な都市役職を経験していることがわかる(第4表)。このことから、都市役職の経験者が、市の所有する不動産の賃借において有利な地位にあったとみなすこともできるかもしれない。ただし、81件の不動産のうち35件は、都市役職を経験していない者に対して賃貸されており、都市役人による市有財産の独占的な利用を強調しすぎてはならないと思われる。

第4表 賃借人の都市役職

役 職 名	就任者数
alderman	18
auditor	10
chamberlain	2
chamberlain's council	11
clavor	3
constable	20
coroner	3
common councillor	18
mayor	15
poor guardian	21
sheriff	22
surveyor of the grain stock	5
under sheriff	1

出典) Norfolk Record Office, NCR Case 18b/28, pp. 26-36; Hawes ed. (1989).

賃貸料の受取状況についてみてみよう。市が所有す

る不動産からの賃貸料収入の全89件のうち33件に総額206ポンド 3 シリング 4 ペンスの未収金があり、さらにその33件のうち1727/8年度に受取が全くないものが17件、総額で65ポンド 7 シリング 7 ペンスある。後者の17件のうち 4 件は、聖マイケル・アット・ソーン教区の貧民監督官overseer of the poor (未収金額20ポンド12シリング 6 ペンス、滞納期間 [1727/8年度も含む] は13年9ヶ月)、救貧委員会court of guardian (同 2 ポンド10シリング、同 2 年 6 ヶ月),グレート・ホスピタルの管理役bailiff (同 1 ポンド10シリング、同 1 年),グレート・ホスピタルの会計役treasurer (同 6 シリング 8 ペンス、同 1 年)が賃借人であって、市は、賃貸料の徴収に際して、それらの組織の運営上の便宜を考慮した可能性が高い。この 4 件以外で、徴収が特に困難なもののなかで、比較的未収金額が大きいものが 2 件(いずれも12ポンド)あるが、いずれも前年度までの滞納はない。

1727/8年度に賃貸料の一部を徴収できたものの未収金が残ってしまった16件(総額で140ポンド15シリング11ペンス)のうち、1ポンド以上の未収金があるのは13件あるが、前年度までの滞納期間はいずれも1年以下であり、しかも、前年度までの未収金額を上回る額を徴収している。未収金額が最も高額なのは、タウン・クローズの地代の未収金50ポンドであるが、翌年度以降も同額の未収金を計上しつつも、50ポンドの受け取りがある。以上のように、不動産からの賃貸料収入についてみると、未収額はかなり大きく、また、滞納期間と滞納額に対応した利子分の請求がなされたわけでもないが、徴収状況は必ずしも悪いとはいえないであろう。

さて、不動産賃貸料以外の収入は16件あるが、その内訳は第3表の「不動産以外からの収入」の項目に整理した。このうち、収入年額が大きく財政収入にとって重要であったのは、300ポンドを超える市場利用料収入であり、収入全体の4分の1以上を占めている。市場管理委員会market committeeは、販売する商品の種類、市場を利用する期間、販売の形態ごとに市場使用料を細かく設定し徴収していた。それに次いで収入年額が大きいものは上水道使用料である。この上水道は、1582年に建設され、市内を流れるウェンサム河の上流に位置する聖スウィズィン教区のニュー・ミルNew Millから聖ローレンス教区教会を経由して市場広場まで引かれた。

16世紀以降主要な上水道の管理運営は賃借人が請け負っていたようであり、1727/8年度会計簿においてジョン・ミラーJohn Millerなる者が1人で上水道使用料を納入しているのも、彼が上水道施設の管理を請け負っていた賃借人であったからであると思われる。市は、1706年のミクルマスから87年間の賃貸契約を彼と結んでいる。市の南西端のウェンサム河の岸には、共用の荷揚場common staithが新旧あわせて2つあり、その使用料収入が50ポンド10シリングある。このうち50ポンドは、ウィリアム・トリケットWilliam Trickettが1名で負担しており、これもおそらく荷揚場の管理運営が賃借人に任されていたことによるものであろう。市は、1713年のミクルマスから21年の賃貸契約を彼と結んでいる。

不動産賃貸料以外の収入の項目の未収金についてみると、まず、肉市場使用料の640ポンドという巨額の未収金が目に留まるが、これはウィリアム・ボーモントWilliam Beaumontが納入の責任を負っている。ボーモントは、1710年代に市場管理役clerk of the marketの職についているので、おそらく肉市場使用料の徴収・納入の責任を負っていたと思われる。しかし、彼が最後に肉市場使用料を納入したのは、1720/1年度であり(この年度の納入額は150ポンドであり、未納金が572ポンド10シリングあった)、1721/2年度にはさらに67ポンド10シリングの請求があるが、その後新たな請求はないため、計640ポンドの未収金が計上されている。この未収金は1735/6年度まで会計簿に記載されているが、それ以降の年度の会計簿には記載されておらず、どのような会計処理が行われたのか不明である。肉市場使用料の他には、上水道使用料の未収金90ポンドが大きいが、このケースでもひとまず1年分の収入は確保できている。

収入項目のうち、1727/8年度会計簿に記された「その他の収入foreign receipts」の内容は、街路への家屋のせり出しに関する許可料(2ポンド2シリング)と、ハイ・コンスタブルhigh constableからの重罪犯移送費用の立替分の返金(24ポンド2シリング)である。また、「回収不能old arrears」とは、会計簿作成の時点で賃借人の変更のために徴収できない地代であるが、全部で33件あり、総額で310ポンド17シリング5ペンスである。どのような事情で賃借人が変更したのか、以前の賃借人が地代を納入しなかったのかについては、残念ながら会計簿から知ることはできない。

最後に、収入全体を見渡しておこう。1727/8年度会計簿では、収入の年額にほぼ相当する受取があるので、地代・賃貸料・使用料の回収状況は必ずしも悪いものではない。しかし、未収金の累積額が、実際の受取額をはるかに上回っている。この未収金のうち不良な債権がどの程度の割合を占めるのかを判定するのは慎重でなければならないが、すでに指摘した肉市場使用料の未収金や「回収不能」な未収金を除けば、回収できる可能性がなかったわけではない。だとすると、滞納が見られるのは、債務者側の事情によるだけでなく、債権者である市の側の状況判断にもよるものでもあったのではないか。市の側からすれば、地代・賃貸料を徴収すること自体がコストのかかる作業でもあった。アサイズ・レントのように地代額に比して査定と徴収にコストのかかる場合もあれば、あるいはまた、未収金の取立てのための様々な法的手続きにコストかかる場合もあり、こうした場合には、支払いの延期を認めざるをえないこともあったであろう。他方で、債務者のなかには都市法人の構成員が多かったので、そうした関係に鑑みて、支払いの延期が認められたケースもあるかもしれない。いずれにせよ、これらの未収金がどのようにして累積し、どのように清算されたのかについては、他年度の会計簿を利用した

時系列での分析が必要とされるであろう。

以上、収入の内容を詳細に検討してきたが、ここから明らかになることは、市の主たる収入 源は、市が所有する不動産および施設からの賃貸料・使用料収入であり、そして、それらの市 有財産が市民に比較的有利な条件で提供されていたということである。この意味で、市有財産 は、公益事業に要する費用を捻出するための単なる収入源ではなく、市民の経済生活の安定と いう問題に直接関わっていたといえる。このことについては2通りの評価が想定できるであろ う。1つは、都市法人が資源の有効な利用によって市民の経済活動を活性化させ都市経済の発 展に寄与したとする積極的な評価であり、もう1つは、少数の市民による資源の独占的利用あ るいは都市法人の閉鎖性――この点は19世紀前半の都市法人改革の際に批判の対象となった― 一を示すものであるとする消極的な評価である。評価の問題については、他の会計簿もあわせ た長期的趨勢の分析を踏まえたうえで検討することとしたいが、ただし、19世紀前半の問題状 況から直ちに18世紀前半の都市法人のあり方を評価することには十分注意を要するであろう。 たとえば、都市役職に就くような者に対して比較的有利な条件で市有財産が賃貸されたのは、 社会的に信用できる地位にある者に賃貸することのほうが、賃貸料を確実に回収する上で合理 的な判断であったからであると考えることもできる。そして、市民が公共性の高い施設(上水道 や荷揚場など)の管理運営を長期の賃貸契約によって請け負ったことも、市の側からみれば、都 市役人の負担を増やすことなく安定した財政収入を確保できるというメリットがあっただけで なく、賃借人の側からみれば、長期間固定された賃貸料さえ納入すれば、運営次第によっては 利益をあげることができたからであると考えることもできる。いずれにせよ、都市法人が都市 社会全体の公益にどのように関わっていたのかという問題は、今後考察を深める必要があろう。

IV

次に、支出の項目を順次検討していこう(第5表)。まず、役職報酬が支出全体の2割以上を占める恒常的な支出項目となっている。報酬額の高い役職としては、市長(50ポンド)、収入役(30ポンド)、副収入役(19ポンド8ペンス)、法律顧問recorder・警備隊長marshal man・書記補佐clerk's assistant・剣持ち(市長付書記)sword bearer・職杖捧持役sergeant at mace(それぞ

% 報酬 fees and salaries 259 10 8 22.1 説教 sermons 4 10 0 0.4 寄贈 donations 44 13 4 3.8 税 taxes 179 18 2 15.3 年金・利子支払い annuities and interest money 287 10 0 24.5 支払い (請求書と指示あり) payments by bills and orders 102 18 9 8.8 支払い(委員会の指示あり) payments by orders of committee 127 18 7 10.9 支払い (指示なし) payments without orders 165 10 4 14.1 1172 9 10 100.0 計

第5表 支出 discharge, 1727/8 年

出典) Norfolk Record Office, NCR Case 18b/28, p. 44.

れ10ポンド)、執事steward(9ポンド15シリング)などがあげられる。この他に、治安判事のリチャード・モットRichard Mottに対して市会の顧問料として30ポンド,市の楽団city waits に対して30ポンドが支払われている。ただし、市長は、外務収入役foreign receiverからも25ポンドの報酬を得ており、この年度の報酬は合計で75ポンドとなる。市長の報酬は、年度によって収入役の会計から支払われる額が異なっていること、また外務収入役の会計から一部が補填されており、またその額も年度によって異なることからみて、年度ごとの財政状況に応じて、やりくりが行われていたと考えられる。役職の報酬については、市長およびその側近に対する報酬が、収入役の会計から出費されており、シェリフ・市会議員といった重要な役職や、その他の多くの下級役職に対する報酬は、収入役の会計からは出費されていないことに留意すべきである。

説教sermonは、全部で6件あり、王政復古記念日やジョージ2世の戴冠などの際の説教に 対して支払われているが、総額でも微々たるものである。次いで贈与donationは、市が遺贈を 受けた不動産や資金から発生する地代や利子を、収入役が遺贈者の遺志にしたがって支払った もので、全部で10件ある。会計簿には、遺贈者の氏名と支払い先が簡潔に記載されているだけ であるが、その内容の詳細については、1833年に作成されたチャリティに関する調査委員会の 報告書において確認することができる。たとえば、1651年に市長職を務めたバーナード・チャー チBarnard Churchは、死去の前年にあたる1685年に作成した遺言書において、400ポンドを市 長とシェリフに信託し、その400ポンドから発生する5%の利子収入(20ポンド)を、彼の指定 する教区における説教や貧民救済、市長・治安判事・シェリフ・オルダマンをはじめとする都 市役人の報酬にあてるように指示した。収入役は、このチャーチの遺志にしたがい、20ポン ドの贈与をしたことになる。このほかには、サザートン男爵Baron Southerton、ローレンス・ グッドウィンLawrence Goodwin、リチャード・ラッドRichard Ruddから市に遺贈された土地・ 資金から発生した地代あるいは利子収入から,総額で14ポンド6シリング8ペンスが贈与され ている。したがって、収入役には、この会計簿の収入の項目に記載されている不動産や公共施 設の他にも,管理を委ねられた財産があったということである。そして,そこから発生する収 入を、あらかじめ指定された用途に支出することを任されていたのであった。このことは、市 民が、信託財産に基づくチャリティ活動を行う際に、組織としての永続性を持つ都市法人を利 用したこと、そしてまた、市の管理する財産が、市民から遺贈された財産の集積としての側面 をも持つことを示唆する。

会計簿における税taxの項目は全部で43件あるが、それらのほとんどは、支給された税額と、支給された者の氏名しか記載されていないため、何に対する課税なのかは会計簿から直ちに判明しない。ただし、この項目に現れる氏名は、市が所有する不動産の賃借者の氏名とほとんど重なっているので、この項目に記載されている税とは、市が所有する財産に対して課せられた税の納入に当てられていたと思われる。市が財産の所有者であることからすれば、当然の支出ということになるであろう。これが、支出全体の15%以上という大きな割合を占めている。

年金annuityおよび利子interestの支払いの項目は、全部で17件あるが、そのうち年金が7件、利子支払いが10件であるが、年金は7名に対して計150ポンド、利子は6名(市に対して3件の貸付のある者が1名,2件の貸付のある者が1名いる)に対して計132ポンド10シリング、市長裁判所

に対して半年分の利子5ポンドが支払われている。市長裁判所に対して支払われた利子は、寡婦ジョン・スミスJoan Smithが遺言書によって市に遺贈した200ポンドから発生した利子であり、彼女の遺志にしたがって市の救貧事業に利用するために市長裁判所に対して支払われたものである。市は、この200ポンドでロンドンのイースト・スミスフィールドEast Smithfieldの土地を入手し、そこから得られる地代収入を利子の支払いに充当していたようである。他の年度の会計簿の記載もあわせて参照すると、年金支払いの利率は年10%、利子支払いの利率は年5%であり、前者の元本は合計1,500ポンド、後者の元本は合計2,850ポンドとなり、両者をあわせて元本だけで4,350ポンドとなる。4,350ポンドの資金がどのように運用されていたのかについては、ジョン・スミスから遺贈された200ポンドを除くと不明である。市が、大規模な公共事業に際して借り入れを行ったのか、一時的に必要とされる運転資金として使用されたのか、それとも他に財産を入手して運用したのかを知ることはできない。

年金の受給者7名のうち4名,また,利子の受取人6名のうち4名が女性である。姓から推測すると,夫が重要な都市役職についていた可能性が高い。これらのケースは,夫の死後の妻の生活の安定のために,市に対して資金が預けられた可能性がある。また,男性の利子受取人のトマス・ハーウッドは現職のオルダマンであり,計3件総額で300ポンドの貸付をし,総額で15ポンドの利子を受け取っている。

残る3つの支払い項目は、支払いの手続きによる違いによって分類されているが、その内容は合計で87件の記載があり、総額で396ポンド7シリング8ペンスである。記載の内容が簡潔であるため、具体的に何に対する支出なのか不明なものもかなりあるが、断片的な記述から推測して使途別に分類しなおしたものが、第6表である。なお、支払い先の氏名と支払い金額しか確認できないものが26件あり、これらは「使途不明」として分類した。

行政経費として分類したものは、行政を遂行していく上で必要とされる事務経費や備品の購入費が含まれる。全部で14件あるが、総額約120ポンドのうち、84ポンド5シリングが法律書の購入に、12ポンド10シリングが市書記town clerkによる書類作成に充当されている。市は法人として財産を所有していたので、各種の法的手続きや訴訟などのために法律関係の書物を必要とし、また公文書の作成に費用が当てられたものと思われる。これら以外の出費は、たいした額にはならない。

報酬費のうち、30ポンドは治安判事であるリチャード・モットに対して相談料として支払われ、40ポンドは聖アンドリュー教区と聖ピーター・マンクロフト教区での説教lectureのために20ポンドずつ支払われている。前者の教区には市長就任式の際の宴会をはじめとして様々な会合に利用されていたニュー・ホールがあり、後者の教区にはギルドホールがあり、いずれの教区も都市法人と密接な関係を有していたことが、説教のための支払いに関連していると思われる。

市長裁判所へ納入された約60ポンドのうち,50ポンドはタウン・クローズから得た地代収入が充当されているが,これは,他の年度の会計簿においても同様の処理がなされている。すでに前節で触れたこの土地の利用に関する1700年の委員会の決定によって,この土地から得られる収益は,市民の福祉のために分配されることになっており,そのためにこうした会計上の処理がなされたと思われる。残りの約10ポンドは,石炭と穀物の備蓄のための基金として納入されている。

施設管理費として分類したものは 全部で21件あるが、ギルドホールや ニュー・ホールなどの施設の修繕や そこで使用する燃料の購入、ポンプの 修繕、魚市場への水の供給などのため に支出されている。ただし、1件で10 ポンドを超えるような高額な支出はない。

行事関連経費とは,市で開催される 行事に関連する支出であり,具体的に は,王政復古記念日やガイ・フォーク

第6表 支払い payments の内訳

支出項目	£	s.	d.	%
行政経費	120	12	6	30.4
報酬費	70	6	0	17.7
市長裁判所への納入金	60	10	0	15.3
施設管理費	41	10	4	11.2
行事関連経費	31	11	11	8.0
その他	24	14	11	5.5
使途不明	47	2	0	11.9
計	396	7	8	100.0

出典) Norfolk Record Office, NCR Case 18b/28, pp. 41-43.

ス・デイの際の祝砲,楽団演奏,篝火,ワインなどに対して支出された。また,1727年は,ジョージ2世が即位した年であり、これを記念して同様の支出がなされている。これらの行事に際しては、市の監獄の収監者にも酒がふるまわれている。このように、収入役会計簿からは、王権との関わりの深い行事に対して主として支出されており、都市法人にとって最も大きな年間行事の1つである市長就任式は、都市法人の主要な構成員を中心に組織されたギルド的な団体である、聖ジョージ・カンパニーによって運営された。

「その他」の項目の大部分は、ケンブリッジ大学のコーパス・クリスティ学寮の会計役 bursarに対して支払われた年金(18ポンド)であり、残額はキャロウ・マナーCarrow Manorの 免役地代quit rentやノリッジ主教座聖堂参事会などに対して支出されている。

以上、支出を項目別に一通り検討してきたが、全般的な特徴としては次の4点を指摘することができよう。第1に、支出の大半は、市が所有する財産の管理に当てられているということである。第6表で分類した、狭い意味での施設管理にかかる費用はもちろんのこと、報酬の多くも市有財産の管理の責任を負う役職に対して支払われており、また、税の支払いも市が財産を所有することから必然的に負うものであり、さらに行政経費の大部分も財産管理のために必要とされるものである。第2に、市は、収入の面に現れる不動産や施設の他に、市民から信託された財産をも管理していたことである。信託された財産そのものの運用(特に資金の場合)のされ方については不明な点があるものの、その使途は財産を信託した市民の遺志によって一定の制約を受けており、それにしたがって支出がなされた。第3に、これら2つの使途の他に対する大きな支出としては、年金と利子の支払いがあり、支払額に対応した年金基金ないし借入金を市は負債として抱えていたことになる。これらの巨額の年金基金ないし借入金がどのように運用されたのかについては、会計簿の分析だけではできないので、他の史料を用いた検討が必要とされる。そして、第4に、全体に占める割合は小さいが、市が主催する様々な行事への支出がある。これらの行事は、王権と関係のあるものが多く、王権との関係において都市法人の権威を都市社会のなかで認知させる上で重要な支出とみなされていたと思われる。

最後に、全体の収支のバランスを検討しよう。会計簿44頁には、責任解除(支出)額が整理されている。すなわち、責任解除の総額は、支出総額1,172ポンド9シリング10ペンス(第5表)と未収金1,457ポンド17シリング2と8分の1ペンス(第1表)を足した計2,630ポンド7シリン

グ8分の1ペンスとなること。そして、責任賦課(収入)の総額は、2,565ポンド17シリング8分の7ペンス(第1表)に、前年度の決算時に収入役の手元にあった46ポンド2シリング8と4分の3ペンスを加えた、2,611ポンド19シリング9と8分の5ペンスとなること。したがって、責任賦課総額(収入)から責任解除総額(支出)を差し引くと、18ポンド7シリング2と2分の1ペンスの赤字となる。この赤字は、収入役が自らの負担で立て替えることと記載されているが、同様のことは他の都市でも見られたようである。ただし、ノリッジの場合、その額が大きい場合には、収入役が管理しているもう1つの会計簿であるバーナム・ブルーム会計簿Barnham Broom Accountの黒字額を収入役会計簿の赤字補填に充当している。

このように、会計簿44頁の決算を一見した限りでは、赤字を計上しているものの、その額はそれほど大きいものではなく、収支状況は必ずしも悪いとはいえない。ただし、これには以下のような大きな限定が必要である。第1に、未収金の存在である。確かに、未収金は市が持つ債権ではあるが、未収金の総額は実際の収入額を大きく上回っており、これらがどの程度回収可能な債権なのかについては留保が必要である。第2に、年金・利子支払いの項目で検討したように、これらの支払いのために市が負債を抱えているという点である。

V

収入役会計簿の収入と支出の両面から確認できることは、まずもって、都市法人が、不動産や公共施設の所有者であり、それらを市民に対して有利な条件で提供していたこと、そしてまた、不動産や施設以外にも、市民から信託された財産を管理運用していたということである。これらの集積された財産は巨額であり、税を恒常的な財源として確保できない条件の下では、これらの財産をいかに運用するかが、都市法人の存続にとってきわめて重要な意味を持っていたのである。

今後の課題として浮かび上がってくることは、第1に、市が所有する財産であれ、信託を受けた財産であれ、それらがどのようにして蓄積されてきたのかを明らかにすることである。市による不動産の取得については、おそらく宗教改革期における修道院解散・チャントリの解散にともなう不動産所有権の移動が大きなポイントになるであろう。また、市に対して信託された財産の蓄積のプロセスについては、すでに本論のなかでも触れたが、19世紀前半に作成されたチャリティに関する調査委員会の報告書が大きな手がかりを提供してくれると思われる。都市全体でどの程度の規模のチャリティがあり、またそのなかで都市法人はどのくらいの比重を占めているのか、検討する必要がある。

第2に、都市法人が所有する財産の管理運用のあり方についての検討を深めることである。すでに本論で述べたように、これに対しては積極的、消極的双方の評価がありうるが、19世紀前半の状況から一方的に見て評価を下すのではなく、そうした財産の管理運用の制度的枠組みがどのような経緯で形作られ、それが長期間にわたって存続しえた合理的根拠を当時の社会の文脈のなかにおいて検討する必要があるだろう。また、19世紀前半の改革は、都市法人とその構成員が地域社会全体のなかにおいて占める位置の長期的な変化と関連しているように思われるので、そうした変化と関連させながら、財産の管理運用のあり方を論じていく必要があるで

あろう。

これらの2つの課題に取り組むためには、小会計簿もあわせた都市法人の財政全体と、その 長期的趨勢の検討が必要であり、それらは今後別稿において果たしていきたい。

(からさわ たつゆき・本学経済学部教授)

(付記)

本稿は、科学研究費基盤研究(B)「18世紀イギリス都市における市民的社交圏の形成」(研究課題番号18330075、研究代表者:中野忠)および科学研究費基盤研究(C)「近世イギリスにおける都市基盤整備に関する研究」(研究課題番号18530264、研究代表者:唐澤達之)による研究成果の一部である。

(注)

- 1) Ellis (2001), chap. 1, 2.
- 2) イングランド近世都市の会計簿の史料的価値については、中野 (1986); Livock ed. (1966) を参照。個別都市の会計簿の実証研究としては、中野 (1995) の第10章; 中野 (2001); 小西 (1996) を参照。16・17世紀ノリッジの財政については、Pound (1988), ch. 8 がある。大陸ヨーロッパの中世・近世都市の財政に関する研究である花田 (2002); 藤井 (2007) も、都市財政研究の方法について示唆に富む。なお、文献の閲覧に関して、早稲田大学社会科学総合学術院の中野忠教授には大変お世話になった。記して謝意を表したい。
- 3) イングランドにおける都市の法人化のクロノロジィについてはWeinbaum (1936) を,近世に進展する都市の法人化と近世都市の歴史的性格を関連づけて論じたものとしてTittler (1986) を参照。後者は,筆者による紹介がある。唐澤 (1999)。また,ノリッジの市制については、唐澤 (1998) の第4章を参照。
- 4) Norfolk Record Office, N/CCH 1-70.
- 5) [内は筆者。Norfolk Record Office, NCR Case 18b/28.
- 6) Hudson & Tingey eds. (1906), p. cix; Hawes ed. (1989), p. xv.
- 7) たとえば、中野 (2001)、11-12頁を参照。
- 8) 中世ノリッジでは、ランドゲーブル・レント収入の大部分は、都市役人によって徴収され、 国王に対する都市収入徴収請負金fee farmの納付に使われた。また、都市役人の他に、ベネディ クト派修道院もランドゲーブル・レントの徴収権をもっていた。後者のランドゲーブル・レ ントは、ワイン貯蔵室長によって徴収され、彼の会計簿に記録されたが、16世紀初頭までには、 彼のアサイズ・レントとあわせて徴収されるようになった。Rodgers & Wallace eds. (1999)、 pp. 4-5.
- 9) ランドゲーブル・レントのこうした側面についての議論は, Rodgers & Wallace eds. (1999), pp. 2-6; 鵜川馨 (1991), 318-320頁を参照。
- 10) Rodgers & Wallace eds. (1999), p. 5. この結果, "Rentall of the Langall Castle fee and

Rents of Assize from Michas"というタイトルの地代帳が別に作成され、ランドゲーブル・レント収入の合算額のみが、1746/7年度以降の収入役会計簿に記録されることになった。 Norfolk Record Office, NCR Case 18b/45.

- 11) Rodgers & Wallace eds. (1999), p. 13.
- 12) この権利は、国王のエスチータroyal escheatorによって異議を申し立てられたが、1330年に国王によって認められた。Rodgers & Wallace eds. (1999), p. 12.
- 13) ノリッジの市場広場については、Priestlev (1987) を参照。
- 14) Rodgers & Wallace eds. (1999), p. 13.
- 15) 旅籠の商業的な機能については、Everitt (1973) を参照。
- 16) Griffiths & Smith (1987), p. 23.ただし, 1727/8年度会計簿に記載されている賃借人は, ノ リッジ市民freemanの肉屋であるジェイムズ・ワッツJames Wattsの1名である。
- 17) グレート・ホスピタルは、修道院解散以降市の管理下におかれたが、1712年までは市長とシェリフが、それ以降は市の救貧委員会が管理運営していた。Cherry (2004), pp. 272-273.
- 18) Priestley (1987), p. 19.
- 19) Pelling (2004),p. 131.市の収入源としてのニュー・ミルの重要性については, Pound (1988),p. 101を参照。
- 20) Norfolk Record Office, NCR Case 18b/21-36.
- 21) 執事は年度の途中で役職の交替があったため、その2名に対する報酬の合計額である。
- 22) 1294年に創立された市の楽団は、15世紀初頭からは市によって維持され、1714年には独自の規約をもつカンパニーとなった。市の行事の演出において、大きな役割を果たしている。 Dain (2004), p. 194; Miller (2007),p. 24; Borsay (1989), p. 333.
- 23) Norfolk Record Office, N/TC 63/2, Further report of commissioners for inquiring concerning charities, pp. 576-577, 588-589, 591, 644.
- 24) Norfolk Record Office, N/TC 63/2, Further report of commissioners for inquiring concerning charities, p. 578.
- 25) Griffiths & Smith (1987), p. 23.
- 26) 聖ジョージ・カンパニーについては、唐澤 (2008) を参照。
- 27) バーナム・ブルーム会計簿とは、市がバーナム・ブルームに所有するホーキンズ・マナー Manor of Hawkinsから発生する地代を管理している会計簿である。この会計簿の黒字を収入役会計簿に充当しているケースは、1729/30年度収入役会計簿に見られる。なお、収入役が自らの負担で赤字を立て替えることは、「偽装されたローンdisguised loan」と呼ばれることがあり、このために収入役に就任することが敬遠されることがあったとされる。MacCaffrey (1958)、p. 63;中野 (1986)、45頁を参照。
- 28) この点に関しては、Tittler (1998); 唐澤 (1999) を参照。
- 29) こうした観点からの研究としては、小西 (2005) が参考になる。

[一次史料]

Norfolk Record Office, NCR Case $18b/1 \sim 129$, Chamberlains' annual account books, 1700-1835.

Norfolk Record Office, N/CCH/1-71, Annual accounts, 1726-1823.

Norfolk Record Office, N/TC 63/2, Further report of commissioners for inquiring concerning charities

[参考文献]

Borsay, P. (1989), The English urban renaissance: Culture and society in the provincial town, 1660-1770 (Oxford).

Cherry, S. (2004), 'Medical care since 1750', in Rawcliffe & Wilson eds. (2004).

Dain, A. (2004), 'An enlightened and polite society', in Rawcliffe & Wilson eds. (2004).

Ellis, J. M. (2001), *The Georgian town 1680-1840* (Basingstoke) .松塚俊三/小西恵美/三時 真貴子訳『長い18世紀のイギリス都市1680-1840』(法政大学出版局, 2008年).

Everitt, A. (1973), 'The English urban inn 1560-1760', in Everitt, A. ed., *Perspectives in English urban history* (London).

Griffiths, E. & Smith, H. (1987), 'Buxom to the mayor': A history of the Norwich freemen and the Town Close estate (Norwich).

Hawes, T. ed. (1989), *An index to Norwich city officers* 1453-1835, Norfolk record society publications, LII (Norwich).

Hudson, W. & Tingey, J. C. ed. (1906), The records of the city of Norwich, I (London).

Livock, D. M. ed. (1966), *City chamberlains' accounts in the sixteenth and seventeenth* centuries, Bristol record society's publications, XXIV (Bristol).

MacCaffrey, W. T. (1958), Exeter 1540-1640: The growth of an English county town (Cambridge Mass.).

Miller, J. (2007), Cities divided: Politics and religion in English provincial towns 1660-1722 (Oxford).

Pelling, M. (2004), 'Health and sanitation to 1750', in Rawcliffe & Wilson eds. (2004).

Pound, J. (1988), Tudor and Stuart Norwich (Chichester).

Priestley, U. (1987), The great market: A survey of nine hundred years of Norwich provision market (Norwich).

Rawcliffe, C. & Wilson, R. eds. (2004), Norwich since 1550 (London).

Rodgers, M. & Wallace M. eds. (1999), *Norwich landgable assessment 1568-70*, Norfolk record society publications, Vol. LXIII (Norwich).

Tittler, R. (1998), The Reformation and the towns in England: Politics and political culture, c.1540-1640 (Oxford).

Weinbaum, M. (1936), The incorporation of boroughs (Manchester).

鵜川馨 (1991),『イングランド中世社会の研究』聖公会出版.

- 唐澤達之(1998),『イギリス近世都市の研究』三嶺書房.
- 唐澤達之(1999)、「イギリス近世都市における寡頭支配」『高崎経済大学論集』第42巻第2号.
- 唐澤達之 (2008),「近世ノリッジの聖ジョージ・カンパニー」『高崎経済大学論集』第50巻第3・4合併号.
- 小西恵美 (1996), 「18世紀におけるキングス・リン・コーポレーションの活動」『三田商学研究』 第39巻第4号.
- 小西恵美 (2005),「近世イギリス都市におけるフリーメン制度の意義――キングス・リン1635-1836年――」『三田商学研究』第48巻第5号.
- 中野忠 (1986),「近世イギリス地方都市の会計簿と財政」『比較都市史研究』第5巻第2号.
- 中野忠 (1995)、『イギリス近世都市の展開』創文社.
- 中野忠 (2001),「近世ロンドンの都市財政――1643/4年度会計簿の分析から――」『早稲田社会科学総合研究』第1巻第2号.
- 花田洋一郎 (2002),『フランス中世都市制度と都市住民――シャンパーニュの都市プロヴァンを中心にして――』九州大学出版会.
- 藤井美男(2007),『ブルゴーニュ国家とブリュッセル――財政をめぐる形成期近代国家と中世都市――』ミネルヴァ書房.